

# 東大和市立第三小学校いじめ防止等のための基本方針

令和6年4月1日施行

## I いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

『いじめを生まない、許さない学校づくり』

- (1) いじめは、どの学校どの学級でも起こりうるという認識の下、未然防止に取り組む。
- (2) いじめられた児童には「絶対に守る」という学校の意思を伝えた上で組織的に守り通す取り組みを徹底する。  
早期発見、早期対応を心がけ、いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) 教員のいじめ問題に対する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。  
いじめは人間として絶対に許されないことであるとの強い認識をもち、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底した取り組みを行う。
- (4) 保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む。

## II 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- ・生活指導部会の中にいじめ対策担当を位置付ける。
- ・いじめ対策担当を中心に担任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・生活指導主任・教務主任・管理職など必要に応じて全教職員で問題解決にあたる。

## III いじめ未然防止の取組

- (1) すべての児童が参加できる授業を目指す。
- (2) 一人一人の児童が分かる授業づくりを目指す。
- (3) チャイムが鳴ったら着席をするという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等の授業中の規律の徹底を図る。
- (4) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることの理解及び啓発を図る。
- (5) 友人関係、集団づくり、社会性の育成を意図的・計画的に実践する。
- (6) 児童一人一人の①居場所づくり②絆づくり③互いを認め合える関係づくりをする。

## IV いじめ早期発見に向けての取組

- ・教師は、児童との信頼関係を築き、生活の様子や心理状態の把握に努める。
- ・養護教諭、特別支援・教育相談委員会やスクールカウンセラーによる面接の実施等、いじめの兆候を見逃さない早期のいじめの実態把握といじめを受けた児童が訴えやすい体制を整備する。
- ・友達とのかかわりについて児童や保護者に向けて定期的にアンケートを実施し、いじめの早期発見、早期対応を行う。
- ・保護者、地域と連携をして、児童の交友関係に気を配る。

## V いじめ早期対応の取組

- ・いじめを発見した場合、担任が自分で抱え込まず、速やかに本校のいじめ対応マニュアルに即して対応を行う。管理職への報告・事実確認・児童への指導・家庭との協力・心のケアなどを迅速に行う。

## VI 重大事態への対処

- ・被害の児童の保護や心のケアを行う。いじめられた児童が落ち着いて教育が受けられる環境の確保をする。
- ・加害児童への働きかけをする。
- ・保護者・地域との連携をする。PTAも含む。
- ・全職員で全面的にいじめへの対応を行うが、教育委員会、児童福祉医療などの関係相談機関や専門家との相談・連携を図る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべき事案は警察と連携をして対応する。

## VII 関係法規

### (1) 教育基本法

#### (教育機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

#### (学校教育)

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### (家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校教育法

#### 第四章 小学校

第三十五条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (3) いじめ防止対策推進法

#### 第一章 総則（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (重大事態への対応)

- いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。